

学校福祉支援室の職務内容について

○学校福祉支援室を置く目的

学校の教員は、日々の子どもの様子の観察を通じて、家庭環境の問題に比較的気付きやすい立場にある。しかし、一方で、家庭や子どもの育ちをめぐる問題は、複雑化、多様化し、子どもにとって望ましい家庭環境に向けての支援を行うには、専門的なスキルが求められるようになってきた。

また、問題を抱える家庭の保護者は、日常的にストレス等を抱え、子どもへ上手にかかわれなくなるため、子どもが落ち着いて学校生活を送ることができなかつたり、不登校傾向になったりする状況も見られる。

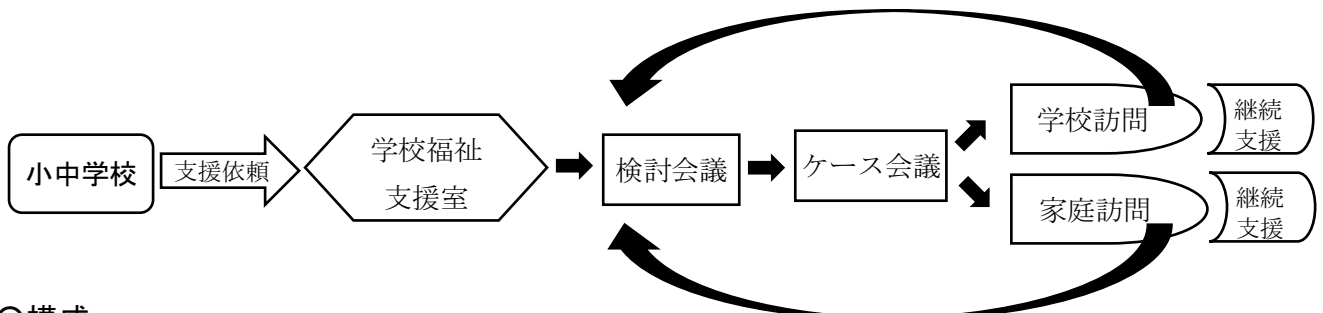
そこで、学校教育課内に学校福祉支援室を設置し、スクールソーシャルワーカーなどの専門職やこども相談センターなどの専門機関と緊密に連携したり、民生委員など地域の皆さんとともに家庭訪問したりするなど、家庭・子どもへの総合的な支援を行うことができるよう、支援体制の充実を図っていくことを目的とする。

○家庭の教育力による整理

グループ	I	II	III
教育への関心度	関心が高い	関心が低い	関心が極めて低い
子どもの状況	問題なし	問題がある	極めて問題がある
必要な支援	<ul style="list-style-type: none"> 特別な支援は必要なし 家庭教育学級の開催・参加の勧め 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭教育学級の開催・参加の勧め ケース会議の実施 家庭訪問による支援 	<ul style="list-style-type: none"> こ相 C、児相への通告 一時保護、施設入所 家族再統合時の訪問支援等

○学校教育課 学校福祉支援室による支援イメージ

- ・学校からの要請により、学校及び家庭を訪問し、家庭支援を行う。



○構成

- ・学校福祉支援室 主席指導主事（教員から・室長を兼務）
- ・学校福祉支援室 指導主事（教員から）
- ・学校福祉支援室 主査（市職員から）

○学校教育課 学校福祉支援室と協働して支援にあたる組織及び人員

- ・ こども未来部 こども相談センター
- ・ 拠点配置している SSW
- ・ 中学校区で配置している SC
- ・ 適応指導教室
- ・ 教育総務課（就学援助担当）
- ・ 学区の民生委員、児童委員、保護司
- ・ 静岡県家庭教育支援員（焼津市の方）
- ・ その他、学識経験者等

○対象となる家庭及び保護者

- ・ 先に示した「家庭の教育力による整理」のⅡグループの家庭に対応する。
- ・ 基本的には、学校で対応困難な保護者へ対応する。
- ・ 保護者自身や地域から相談があった場合も対象とする。
- ・ 具体的には、
 - ①こ相 C、児相へ通告するレベルではないが、養育環境に問題がある保護者
 - ②不登校が継続、長期化しており、適応指導教室や外部機関にもつながっていないケースの保護者
 - ③給食費等の滞納が常態化し、学校が働きかけに困難を感じる保護者
 - ④その他、学校の教育活動に支障が出るようなクレーム等を行う保護者

○令和元年度の取り組み

- ・ 令和2年度以降の具体的な取り組みについての検討
- ・ 学校福祉支援室の説明資料（学校向け・保護者（地域）向け）の作成
- ・ 各機関等（こ相 C、適応指導教室、市 SSW・SC 連絡会、校長会、教頭会、自治会長、民生委員等）への説明（年度末に実施）
- ※要対協、自治会連合会の定例会、民生委員の集まり等を活用して、説明を行う。

○令和2年度以降考えられる取り組み

- ・ 各機関等（こ相 C、適応指導教室、市 SSW・SC 連絡会、校長会、教頭会、自治会長、民生委員等）への説明（年度初めに実施）
- ・ 各学校への周知（必要があれば（学校の迷惑にならなければ）学校訪問をして説明）
- ・ 各学校からの相談・支援の受付（支援の必要な保護者の発見）
- ・ 各学校への支援（情報収集・事前評価（アセスメント）・検討会議・ケース会議・家庭（学校）訪問（＝支援の実行…SSW や民生委員等と連携して）・訪問後の振り返り・他機関への情報提供）
- ・ 取り組みを通して得られた保護者対応等の情報共有
- ・ 今後、組織を拡大していく。